

第1号議案

中野区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和6年（2024年）1月5日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区文化財保護審議会の運営方法の変更等に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

中野区文化財保護条例施行規則（昭和56年中野区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「会長」を「、会長」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要があると認めるときは、公開しないことができる。

第21条第2項中「前項に規定する」を削り、「会長が指定する委員又は臨時委員により」を「委員又は臨時委員のうちから会長が指名する部会員をもつて」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 部に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第21条に次の1項を加える。

7 前条の規定は、部の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第20条第6項及び第21条第2項から第7項までの規定は、この規則の施行の日以後に招集された中野区文化財保護条例

（昭和56年中野区条例第17号）第17条に規定する中野区文化財保護審議会及び中野区文化財保護条例施行規則第21条第1項に規定する部会の会議について適用し、この規則の施行の日前に招集された当該会議については、なお従前の例による。